

**令和2年度
第4回いわき市介護保険運営協議会
議事録**

保健福祉部 介護保険課

令和2年度 第4回 いわき市介護保険運営協議会 議事録

1 日 時 令和2年11月25日(水) 午後2時30分～午後4時00分

2 場 所 オンライン会議のため各委員の自宅及び職場より参加
いわき市文化センター 小会議室(篠原清美委員・部次長・介護保険課)
総合保健福祉センター(地域医療課・地域包括ケア推進課)

3 出席者

委 員	スーディ 神崎 和代	委 員	篠原 清美
委 員	山内 俊明	委 員	小玉 智巳
委 員	中里 孝宏	委 員	箱崎 秀樹
委 員	竹下 真紀子	委 員	鈴木 亜希
委 員	鐘下 公美子	委 員	川口 光子
委 員	篠原 洋貴	委 員	西丸 一義
委 員	公平 和俊	委 員	小野 操

4 事務局職員

保健福祉部	部長	飯尾 仁
	次長兼総合調整担当	園部 衛
	次長兼健康づくり・医療担当	小川 俊幸
介護保険課	参事兼課長	鵜沼 宏二
	課長補佐	吉田 和弘
	長寿支援係長	阿部 育
	介護保険係長	大坂 直人
	長寿支援係 事務主任	大平 峻一
	長寿支援係 事務主任	磐城 崇宏
地域医療課	課長	松本 祐一
	事務主任	草野 大輔
地域包括ケア推進課	課長	小野 勝己
	課長補佐	佐藤 和幸
	企画係長	池場 孝太
	事業推進係長	鈴木 文雄

5 議事

協議事項

ア 「第9次いわき市高齢者保健福祉計画（素案）」について

※ 議事に先立ち、本日の議事録署名人について、竹下委員・鐘下委員が指名された。

6 会議の大要

協議事項

ア 「第9次いわき市高齢者保健福祉計画（素案）」について

発言者	内容
A 委員	基本理念の文言の変更について、新たに追加された「いきいきと」という言葉は平仮名で掲載する予定か。
事務局	仰るとおり、平仮名で掲載の予定である。
B 委員	国の基本指針の1つ「⑥ 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び業務効率化の取組みの強化」の中で、介護人材確保の中で「ICTなどを活用した介護現場の業務効率化の支援を強化する必要性がある」という部分があるが、市で福祉人材を確保するための専門学校の設置、もしくはそれに伴う学校法人等の誘致呼び込み等の考え方はあるのか。
事務局	専門学校の設置、誘致に関しては今のところ事務局として設置する方向では動いていない。令和元年度第1回の協議会で、副会長がご発言いただいた中で、市内介護福祉士の養成学校への入学が定員割れしているというお話をあり、仮に市で誘致の方向性を出したとしても、目的を達せないと考えられる。
B 委員	一番気になるのが、第9次計画期間でいわゆる団塊の世代を支える上で、介護人材の確保というところが非常にネックになるところであり、この部分の取組みの強化について、今後ICTを非常に強化した上で施策を行っていく必要性があると思う。

C 委 員	<p>第3章の中の「3 各視点に基づく事業の評価」の部分に、非常に関心を持った。それぞれ具体的な目標値と実績値を掲げて達成状況が表示されており、こういった数字があるとそれぞれの事業において、いわき市の実態が具体的な成果として浮かび上がりてきているのではないかと思う。ただ、目標値の設定によって達成状況も変わってくるということもあるので、必ずしもこの達成状況だけで判断はできない。</p> <p>また掲載はされていないが、費用対効果という点を考えると、今後介護保険事業を効果的かつ効率的に展開していくという視点で、一つ一つの事業を点検することが非常に大切なのではないかと考えているが、市としては費用対効果ということについて一つ一つの事業をどのように評価されているのか。</p>
事 務 局	<p>ご指摘いただいた費用対効果については大変重要な視点であると考えている。しかし、現時点においてそれぞれの総事業費がいくらであり、それぞれの事業の展開によって給付費の抑制の費用がいくらであるという数字は出していない。</p> <p>また、一つ一つの事業の効果を金額で出すということについては、可能かどうかということも含めて今後の課題とさせていただきたい。</p>
C 委 員	<p>例えば、45ページに「高齢者等肉用雌牛貸付事業」というものがあり、成果指標として貸付頭数を設定し、3ヵ年の目標値に対する実績という形で示されているが、達成状況を見ても18.5%と少なく、過去の実績もないようである。</p> <p>他にも詳しく見ると、なぜこのような事業が掲載されているのか疑問に思う部分が見受けられるが、こうした事業の見直しについては考えているのか。</p>
事 務 局	<p>ご指摘いただいた通り、各事業についてはそれぞれ見直しを考えている。例えば先ほどの「高齢者等肉用雌牛貸付事業」は保健福祉部の事業ではないが、府内に高齢者等に対する事業について照会をした際に、貸付の対象が高齢者ということで、担当課が回答した事業である。</p> <p>また、そのすぐ下に「子育て支援員研修事業」という事業が掲載されており、なぜ高齢者の計画に掲載されているのかと思われるかもしれないが、基本的に高齢者といっても、いきいきと元気な方がそれぞれの事業の対象者として活躍していただければというような</p>

	趣旨から事業体系の中に載っているが、まさに今ご指摘いただいた趣旨に立ち返り、それぞれの事業について見直しをしていきたいと考えている。
C 委員	ということは、これらの事業について介護経費は一切使われていない、あるいは科目として介護費に一部計上するといったことも行われていないということか。
事務局	その通り。例えば44ページには「シルバービアードの開催」といった事業も掲載されているが、これらの事業についても介護保険料に反映するような科目ではない。一般高齢者施策と呼ばれる中身で実施している。
D 委員	9つの取組みの視点の「4 健康づくり・介護予防の推進」の説明の文章で「共助に加え、自助・互助…」といった文章があるが、医療教育者の立場からすると、順番が違うように思う。我々が教育するときは、まずは自助、そして互助、さらにサポートが必要であれば共助、公助という順番で教育している。そのため、自助、互助、共助、公助という順番で記載するのが正確だと思う。
事務局	この文章は、本来自助や互助といったものがこの順番で成されるべきといった趣旨のものではなく、自助なり互助なりこの都市化や核家族化といった社会の流れの中で、疎遠になってきた部分を拡大・定着させることが重要である、という意味のものである。 そのため、文章の作りとして、自助・互助が大事であるということを伝えたいので、順番を変えるのも技術的に難しいと考えている。もし、このように変えたらよろしいのでは、といった案があればご助言いただきたい。
E 委員	9つの取組みの視点の「9 災害や感染症対策に係る体制整備」の説明の一文に、「災害発生時に、要介護認定者など自力での避難が難しい方は、平時から災害への備えや地域の協力体制を構築しておく必要があります」とあるが、これは、ケアマネジャーの業務の中で常々意識して取り組んでいるところである。 11月4日の新聞報道で、市が「市旅館・ホテル業連絡協議会」と災害時の宿泊施設提供について協定を結んだという記事があった。災害発生時に、自宅が被災した市民の受け皿として、宿泊施設を無料で提供する、これは高齢者や障がい児、妊婦など、新型コロナウ

	<p>イルス感染時に重症化リスクが高いとされている人を優先して受け入れるものだと読んだが、視点9の説明の中にも「県や介護サービス事業者等と連携し情報の共有」とあるが、この市の取組みに関して、居宅介護支援事業所の管理者にメールを送ったり、介護支援専門員連絡協議会に、このような取り組みが始まりました、というような情報を共有できるものがあれば、我々ケアマネジャーも、常々災害時の備えというところで、高齢者に対して一次避難所に避難することの重要性などを呼び掛けっていくことができると思うが、市から、協議会や事業所の管理者に対してこういった情報発信をすることは可能か。</p>
事務局	<p>市側で提供できる情報、お願いしたいことはあり、お渡しできる段階になった時にお渡しする。冒頭でケアマネジャーの方々が常々クライアントの方々の災害時の行動に対して意を用いてくださっていることについては大変心強く思っている。できるだけ全てのケアマネジャーがそれぞれのクライアントの、もちろん危険のある人ない人いると思うが、危険のある場合に、災害時に命を守る行動をとるにはどうすれば良いのかということを検討していただき、できるだけ形にして計画し、かつ県の方で作成した災害時のガイドブックなども活用していただき整理していただきたいと考えている。現時点では検討中だが、後日、皆様に計画として考えていただきたいということをお願いすることになるかもしれない。</p> <p>その他、ご質問のあった、旅館・ホテル等の避難支援については、情報を提供できるように整理した段階で提供できればと考えている。</p>
E委員	<p>内郷地区保健福祉センターにおけるモデル事業として、災害時避難行動計画策定にケアマネジャーを参加させるような形とする話を聞いている。市との連携は必要なことだと思うので、今後ともよろしくお願いしたい。</p>
F委員	<p>素案の43ページ、「第3章 3 各視点に基づく事業の評価」の部分で、歯科に関するものに「訪問口腔、訪問栄養指導」とあるが、実績値で令和元年度が58件とかなり低い値となっている。これは、台風第19号・21号の被害と、新型コロナウィルス感染症の影響が出たために実績が下がったものなのか。</p>

事務局	この事業は本日出席している課で取り組んでいる事業ではないが、ご指摘のとおりと考えていただいて問題ない。
C委員	<p>9つの取組みの「9 災害や感染症対策に係る体制整備」について、福祉避難所の運営のあり方について柔軟に対応できないか。現在は通常の避難所に一旦行って、その中で、福祉避難所に行ってもらった方が良い人かどうか仕分けるという仕組みになっているが、市内には一般の避難所に向かうために、例えば道路が冠水してこれ以上先に進めない、通常の避難所へ避難できないといったような地域もいくつかあり、その場合の福祉避難所の運用というのは、どうしても一般の避難所へ行かないとダメということであれば、どこにも行けなくなってしまって、高齢者、障がい者がいた場合に自宅か近辺の高台に運ばなければいけないといったような状況も生じてしまう。</p> <p>細かい話になるが、生命・財産を守るといった観点では、そう言った部分も広く見据えて運用方法を見直すということも検討いただきたい。</p>
事務局	<p>ご指摘の、一次避難所である小中学校の体育館に一度行って、トリアージ（選別）を含めてその必要性を認識された場合にのみ二次避難所として福祉避難所を開けるというやり方について、最初から福祉避難所に避難できる体制にできないかというご意見は、他方からもいただいており、見直しをかけている項目の一つである。現時点では検討中であると回答させていただきたい。</p> <p>また、自宅の2階や高台への自動車での避難について、避難所よりは落ちるが、やむを得ない避難行動という意味でのご指摘と認識しているが、一般論として、基本的に現在は新型コロナウイルス感染症の影響もあり、避難所は安全、快適といった環境だとは必ずしも言えない状況である。例えば浸水害だと、いわゆる避難所へ向かう水平避難よりも、自宅2階へ避難する垂直避難は、それで難を逃れられるのであれば、より推奨される方向性に変わってきてると認識している。そのため、先ほどお話をあった、ケアマネジャーが自分たちのクライアントに対してどのように避難行動をとるか、ということの中には、優先されるべき避難方法と、車で高台に逃げられる方は避難所での感染などのリスクを負うよりも、そちらの方が可能な場合はよろしいのではないかという場合があると認識しているのでご理解いただきたい。</p>

G 委員	<p>災害避難については、危機管理課に問い合わせているが、返事がない状況。そのため、自主防災会において独自に避難所の配置図の作成・配布を行ったり、垂直避難が可能な建物の案を出し合って、避難の方法を呼び掛けなど対策を行っている。</p> <p>また、高齢者見守り隊について、現在はいわき市の住民支え合い活動の中で、第2層、第3層協議体に移行して活動している。例えば、昨年の台風第19号の発生時に水道がストップした際は、給水所から高齢者世帯約800世帯に水を毎日運ぶなど活動していた。これからも地域での支え合いの活動は継続していきたいと考えている。しかしながら定年延長の影響等もあり、日中の活動は、高齢者あるいは後期高齢者が活動を行っているところが現状である。</p>
E 委員	<p>素案の113ページ、第5章の「(2) 視点9に基づく事業と成果目標」の中で、「避難行動要支援者避難支援事業」とある。ケアマネジャーは避難行動要支援者名簿への登録を促すということで、取り組んでいるところではあるが、この名簿に登録すること自体が避難を確約するためのものではない、という説明のもとに行っている。</p> <p>そうすると、取組内容の文章で「災害時に要支援者の避難支援を早急に行うことができる体制を構築する」と言い切ってしまうと、避難が確約されるというような誤解が生じてしまう可能性があると思うが、事務局としてはどのように考えているのか。</p>
事務局	<p>ご指摘いただいたようなことが問題であると考えている。要支援者の避難支援を早急に行うことができる体制を構築するためにこの名簿を作成しているが、実態としては名簿に登録された方のほとんどに対して、この目的の部分ができていないというのが現状である。取組内容としては、本来の目的がこの内容であるので、体制を構築すること自体は、ご指摘いただいたように誤解を生じさせるといった考え方もあるが、基本的には間違いでないと考えている。</p> <p>目的としては体制構築というところなので、ご理解いただけるのであれば、このままの文章で進めたい。</p>
B 委員	<p>素案の113ページ、第5章の「(2) 視点9に基づく事業と成果目標」の中の「緊急通報システム事業」について、回線システムはデータ通信によるシステムなのか、それとも電話回線によるシステムなのか。</p>
事務局	電話回線である。

B 委員	その場合だと、例えば台風等の影響で高齢者が緊急通報を行った際に、電話回線が不通になって繋がらない場合もあると考えた方が良いのか。
事務局	現時点では、本市の方に災害時、緊急通報システムが繋がらなくて困ったという情報は寄せられていない。
B 委員	そうすると、今後災害といった何が起こるか分からぬ状態で、緊急時に不通になる可能性が高い電話回線からデータ通信に切り替えていく方法を考えた方が良いのではないかと思うが、市ではどのように考えているのか。
事務局	例えば、「LINE」等の通話機能付きSNSソフトウェアデータ通信のやり取りを緊急時に行なうことは難しいと考えている。緊急通報システムは平成8年にできた事業であるが、ご自宅で疾病等で倒れた場合を想定している。基本的にはダイヤルを回すことも PUSHボタンを押すこともできない、場合によっては、会話で自身の状態を相手に伝えることもできない、という状態を想定している。 なお、現時点で災害用に切り替えることは想定していないが、災害時も含めて緊急時に使用することに問題はないと考えている。
H 委員	9つの取組みの視点の「4 健康づくり・介護予防の推進」について、市の高齢者施策、しいては介護保険の運営にあたっては、この視点が一番重要ではないかと考える。この部分ができれば、介護保険の問題そのものは縮小されると思うので、この内容をもう少し重点的に真剣に、健康になるためにどうすれば良いのか、予防するためにどうするか、といったことを色々な方面から考えていくことが重要ではないかと考える。自助や互助といったことよりも、健康になって、介護保険を使わなくても良い状態にまで持っていくような予防と推進というものを重点的に考えたら自ずと答えが出ると思う。
議長	一般にいうフレイルにならないように、ということを含めて、一人一人が健康で自分を管理できればそれが一番良いと思う。

※ 本日の協議会の意見については、今後事務局において素案を修正し、会長、副会長により校正を行い、市民意見募集（パブリックコメント）を実施することが了解された。

本議事録に相違ないことを証明するため、ここに署名する。

令和2年12月7日

議事録署名人

竹下 真紀子 

議事録署名人

鐘下 公美子 